

最高裁秘書第5261号

令和元年11月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

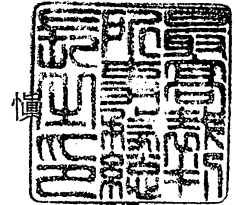
諮問番号 平成31年度（最情）諮問第4号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和元年10月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



補充理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問番号

平成31年度（最情）諮問第4号

2 理由

- (1) 司法研修所の裁判教官は、判事補への採用を志望する者も含め、司法修習生に対しては、法曹としての高い識見と法曹倫理を含む職業意識を身に付けさせ、法曹となるにふさわしい品位を備えさせ、その社会的使命を自覚させるような指導をしているものの、本件申出にあるような指導はしていない。

また、そもそも、下級裁判所裁判官指名諮問委員会は、下級裁判所裁判官の指名の適否について、①事件処理能力、②部等を適切に運営する能力、③裁判官としての職務を行う上で必要な一般的資質・能力を審査項目としており、判事補への採用を希望する司法修習生が法律事務所又は弁護士法人の内定を得ているかどうかは、同委員会における審査と無関係であるので、本件申出にあるような指導をする必要性もない。

- (2) よって、本件申出に係る文書は作成しておらず、取得もしていない。